SAR302503　骨髄線維症

シナカルセト塩酸塩　副甲状腺癌及び難治性原発性副甲状腺機能亢進症に伴う高カルシウム血症

BMN　110　ムコ多糖症ⅣA型

沈降細胞培養インフルエンザワクチン（H5N1株）　新型インフルエンザ（H5N1）の予防

沈降細胞培養インフルエンザワクチン（プロトタイプワクチン）　新型インフルエンザの予防

サノフィ株式会社　東京都新宿区西新宿三丁目二十番二号　平成二十四年十一月十四日

協和発酵キリン株式会社　東京都千代田区大手町一丁目六番一号　平成二十四年十二月十一日

バイオマリン　ファーマシューティカル　インク　105　デジタルドライブ、ノバト、カリフォルニア　94949　米国　平成二十四年十二月十一日

北里第一三共ワクチン株式会社　埼玉県北本市荒井六丁目百十一番地　平成二十四年十二月十一日

北里第一三共ワクチン株式会社　埼玉県北本市荒井六丁目百十一番地　平成二十四年十二月十一日

○厚生労働省告示第五号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の二の五第一項の規定に基づき、平成二十四年十二月十一日をもって同法第七十七条の二第一項の規定による指定を取り消したので、同法第七十七条の二の五第三項の規定により告示する。

平成二十五年一月十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

医薬品の名称	予定される効能又は効果	届け出た者の氏名又は名称及び住所
N－［（1S・2R）－（4－アミノ－N－イソブチルベンゼンスルホンアミド）－1－ベンジル－2－ヒドロキシプロピル］カルバミン酸（3S）－テトラヒドロ－3－フリルエステル　一メシル酸塩	後天性免疫不全症候群並びに症候性及び無症候性HIV感染症	キッセイ薬品工業株式会社　長野県松本市芳野十九番四十八号

○農林水産省告示第百八十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十五年一月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十四年九月三日　第百五号

二　登録認定機関の名称及び住所

特定非営利活動法人島根有機農業協会　島根県邑智郡美郷町粕渕百六十六番地一

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物、有機加工食品及び有機飼料

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

島根県、山口県、広島県及び鳥取県

(2)　認定を行う事業所の所在地

島根県邑智郡美郷町粕渕百六十六番地一

○農林水産省告示第百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県えびの市大字大河平字柊野八四九の一五、八四九の一九、字牧神一〇四六、字有島四七六一の二、大字内竪字中棚二一〇五の七、大字東川北字天神元八七二の一、八七二の四、八七三の一、八七三の二、八七八の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字柊野八四九の一五・八四九の一九・字牧神一〇四六・字有島四七六一の二・字中棚二一〇五の七・字天神元八七二の一・八七二の四・八七三の一・八七三の二・八七八の二（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及びえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡高千穂町大字上岩戸字永野七四八の二、七五〇の五、七五四の一、字立平七六二、七六五の三、七六六の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、択伐による。

字永野七四八の二・七五〇の五・七五四の一・字立平七六二・七六五の三・七六六の五（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡美郷町南郷区鬼神野字井手之内九六一の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県東諸県郡綾町大字入野字小屋ケ谷五五二九の一、五五二九の二、五五三〇の二、五五三一の一、五五三四の一、五五三五

二　指定の目的　水源の涵養